別紙１

収　入

印　紙

運送契約書

野辺地町　　　選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と、　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動のための自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

１　使用目的　　公職選挙法第１４１条の規定に基づき、選挙運動のために使用

２　車種及び登録番号

３　台数　　　　１台

４　使用期間　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで　　　　日間

５　契約金額　　　　　　　　　　　円（内訳　　１日　　　　　　円× 　　　　日間）

６　使用上の義務等

甲は、法令に従い、本件車輌の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

７　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、野辺地町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

なお、野辺地町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は野辺地町には請求できない。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　住　　所

野辺地町　　　選挙候補者

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　　住　　所

名　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

別紙２

車輌賃貸借契約書

野辺地町　　　　　　　選挙候補者　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と、　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、車輌の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

１　使用目的　　公職選挙法第１４１条の規定に基づき、選挙運動のために使用

２　車種及び登録番号

３　台数　　　　１台

４　使用期間　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで　　　　日間

５　契約金額　　　　　　　　　　　円（内訳　　１日　　　　　　円× 　　　　日間）

６　使用上の義務等

甲は、法令に従い、本件車輌の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

７　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、野辺地町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

なお、野辺地町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は野辺地町には請求できない。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　住　　所

野辺地町　　　　　　選挙候補者

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　　住　　所

名　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

別紙３

選挙運動用自動車燃料供給契約書

野辺地町　　　　　　選挙候補者　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と、　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料の供給について次のとおり契約を締結する。

１　供給する期間　　　令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日まで

２　供給場所　　　　　所在地

名称

３　供給を受ける自動車の登録番号

４　金　額

単価は、１リットル当たり　　　　　円（税込み）とし、期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。

５　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、野辺地町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

なお、野辺地町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は野辺地町には請求できない。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　住　　所

野辺地町　　　選挙候補者

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　　住　　所

名　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

別紙４

収　入

印　紙

自動車運転契約書

野辺地町　　　　　　　選挙候補者　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と、　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、甲が使用する野辺地町議会議員選挙における選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

１　運転する期間　　令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日まで日間

原則として毎日　　時　　分から　　時　　分まで

２　契約金額　　　　　　　　　　　　　　　　円

（１日につき　　　　　　　円）

３　運転する車輌の登録番号

４　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、野辺地町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

なお、野辺地町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は野辺地町には請求できない。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　住　　所

野辺地町　　　　　　選挙候補者

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　　住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

別紙５

収　入

印　紙

選挙運動用ビラ作成契約書

野辺地町　　　　　　選挙候補者　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と、　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

１　品　　名　　　公職選挙法第１４２条に定める選挙運動用ビラ

２　契約金額　　　　　　　　　　　　　　　　円

（単価　　　円　　銭　×　数量　　　枚）

３　納入期限　　　令和　　年　　月　　日

４　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、野辺地町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

なお、野辺地町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は野辺地町には請求できない。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　住　　所

野辺地町　　　　　　選挙候補者

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　　住　　所

名　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

別紙６

収　入

印　紙

選挙運動用ポスター作成契約書

野辺地町　　　　　　　選挙候補者　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と、　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

１　品　　名　　　公職選挙法第１４３条に定める選挙運動用ポスター

２　契約金額　　　　　　　　　　　　　　　　円

（単価　　　円　　銭　×　数量　　　枚）

３　納入期限　　　令和　　　年　　月　　日

４　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、野辺地町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

なお、野辺地町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は野辺地町には請求できない。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　住　　所

野辺地町　　　　　　　選挙候補者

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　　住　　所

名　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印